

ねっと群文協

2018.3.30

目 次

- 講演録「NHK『ファミリーヒストリー』制作現場から
～ルーツ調べと公文書～」…………… 1～6
- 「公文書等の保存管理状況に関する調査」について… 7～8

平成29年11月2日に、県立文書館を会場に行われた「平成29年度 公文書等保存専門講座」。その概要を講演録としてまとめましたので、ご報告致します。

平成29年度 公文書保存専門講座

講演録「NHK『ファミリーヒストリー』制作現場から ～ルーツ調べと公文書～」

NHK制作局 経済・社会情報番組部 ディレクター（委託） 矢野哲治 氏

1 文書館と「ファミリーヒストリー」

普段は今日のように1人ではなく、カメラマン、音声の担当者らと3人で全国を回っておりまして、講演は今回が初めてとなります。群馬県立文書館との縁は、番組でタレントの中山秀征さんを取り上げたところ、中山さんの父方母方の記録が文書館にあったことが始まりです。その記録「壬申地券地引絵図」（国重文）はほかの都道府県と違い、群馬県では県内市町村のほぼ全域にわたって現存しているとのことでした。中山さんの父方のご先祖は藤岡市下戸塚の方で、絵図にそのお名前がありました。ほかの地域でも、母方のご先祖の名前を地引絵図に発見することができました。また、別の回で取り上げた女優の泉ピン子さんについても、母方の5代前の先祖が渋川市行幸田（当時は湯上村）の方で、その村の絵図資料に名前を発見することができました。そのため今年（2017年）初めにも来館し、再びお世話になりました。

当初、「ファミリーヒストリー」は特別番組として

放送されていましたら、ある時期からレギュラー化され、私は69回（丹波義隆さん）から担当し、この冬で3年になります。これまでに担当したのは丹波さんのほか、手塚真さん（映画監督）、赤井英和さん（俳優）、中山秀征さん、泉ピン子さん、中畠清さん（野球解説者）の回です。この計6本を担当してわかったことや、家族の歴史をどう調べるのかについて、今回はお話ししたいと思います。

2 私と「ファミリーヒストリー」

私は大学受験のとき、日本史を選択しなかったのであまり勉強をしませんでした。ですから歴史の知識は乏しかったのですが、この番組を担当するようになってから必死に勉強しながら取り組んでいます。大学卒業後は久米宏さんのいる番組制作会社で働き、その後独立しました。独立後はおもにNHKの番組を制作しています。「NHKスペシャル」や「ETV特集」などのドキュメンタリー番組や、「サイエンスゼロ」などの科学番組を担当し、後者の科学番組で

は宇宙や進化などのテーマに取り組みました。「ファミリーヒストリー」は当初、視聴者として見ており、「きっとリサーチャー（下調べの専門家）」が何人もいてチームで調べている」と思っていました。ところが、自分が関わり始めてから「ディレクターが一人で作っている」と知って驚きました。この番組は、調査会社の専門家などではなく、ディレクターが一人で全国を調べ歩いて制作している番組なのです。中山さんの回では、中山さんの母親も県内（昭和村）ご出身の方で、取材先はほとんど群馬県でした。たいていの人は先祖の関係地がいくつかの都道府県に渡りますが、中山さんの場合には取材場所はほとんど群馬県を出ることがなく、また祖先が世界遺産（高山社）や沼田市に古くから伝わる人形芝居のあけぼの座と関係があったこともわかり、「中山さんは、なるべくしてなった“ぐんま大使”だ」と感心しました。

3 ルーツを探る（中山秀征さんの場合）

番組の作り方ですが、この番組では多くの場合、「答え」を知る人がいません。これがほかの番組とは違います。例えば、科学番組では、知りたい答えは専門の研究者が知っています。ですから、その分野の最先端で研究する先生を取材し、研究成果をいかにわかりやすく、かつ楽しく見せるか、その構成を考えるのが主な仕事になります。ドキュメンタリー番組は現在進行する事件や人物を追うもので、その答えは現在か、近い未来に出るものです。それを見つけることが仕事になります。ところが「ファミリーヒストリー」では、その答えは過去にあり、私たちがそれを自分の手で掘り起こしていくかなければいけません。

番組制作のスタートは、まずご本人と面談を行い、家族の歴史について聞いてることや、何を知りたいかを聞き取り取材します。私たちは、ご本人の知らないことを調べて伝え、驚いたり、時には涙するほど感動してもらいたいと思っています。中山さんは「親族には人前に出て芸をするような“出たがり”的人がいない。だから僕は中山家の突然変異

だと言われている。果たして先祖に僕のような人がいたのか。芸能好きのDNAが中山家にあるのか知りたい」と言っていました。確かに私が取材した親族の方は、中山さんがおっしゃるように控えめで、どちらかといえば無口な人達ばかりでした。

調査を進めるにあたっては、まずご本人から家族の歴史について詳しいと思われる人を何人か紹介してもらいます。そのときに、この番組の趣旨はゲストの秘密を暴くことではないという話もします。慎重に取材を進め、ご本人の了解を得られないことは放送しないという話をして安心していただきます。実際にこの番組の趣旨は、先祖や家族がどんな困難にどう立ち向かったのか、その先祖からゲスト本人が何を引き継いだのかを明らかにしていくところにあります。

次に、紹介していただいた人を訪ねます。そこからさらにほかのご親族や関係者を紹介してもらい、場合によって祖先の戦友や学友などを探して取材の範囲を広げていきます。そうやって人から人へ、より詳しい人を探して訪ねていくのです。訪ねる人がゲスト本人の知らない遠い親族という場合もあります。中山さん場合だと、中山さんのお母様からご本家を教えていただき、ご本家を訪ねたらさらに詳しい人がいるということで、遠戚の方たちを紹介してもらうことができました。

その中で、私は「中山さんの先祖が世界遺産である『富岡製糸場と絹産業遺産群』の高山社と関係していたかもしれない」という話を聞きました。その証拠が見つかることを期待して探していたところ、藤岡市の文化財担当者から、地元の研究者である関口覚さん（実際に番組に出演）を紹介してもらうことができました。すると、関口さんは高山社の社員名簿（写真撮影したもの。原本は群馬県立歴史博物館所蔵）を持っており、その膨大な名簿の中に中山さんの先祖の名前を見つけ出してくださいました。このように「歴史のこの部分と関係あるかも」と思ったら、その分野の専門家にお会いしてご協力をいただいたり、その他にもいろんな分野の研究者を訪ねて話を聞くことも大切な取材になります。中山さんの場合には、建築史の専門家にご本家の母屋を

見ていただいたところ、約250年前の江戸時代中期に建てられた家だとわかったということもありました（その場面は番組では省略されています）。

同時に、戸籍から先祖の歴史を調べます。まずゲストご本人から委任状をいただき、本籍地の役所で戸籍を申請します。戸籍制度は明治初期からありますので、残っている古い戸籍をすべて出していただきます。現在使われていない古い地名で記載されている場合には、それが今のどこに当たるかを調べます。そして、その場所を訪ね、近隣の人達にも話を聞きます。中山さんの場合、母方の祖母の古いご本籍地を訪ねると、「先生のことならよく知っていますよ」、「教え子もまだ村にいますよ」と教えてもらうことができました。実は中山さんの祖母は、昭和村の旧久呂保の小学校で戦前戦後の長年にわたって教員をしていて、「うちは親子2代にわたって先生に教わった」という人も少なくありませんでした。そのため生徒一人一人の家庭の事情もよく知っており、村の人々からの信頼が厚かったということがわかりました。

4 ルーツを探る（神社やお寺を訪ねる）

泉ピン子さんの場合には本籍地は東京の銀座4丁目で、有名な「和光」のすぐ近くでしたが、ピン子さんは家族がそこに来る前の話を知りませんでした。昔テレビで放映された「ルーツ」という番組に触発され、浪曲師だった父親に尋ねたときに「うちは千葉の銚子で大きな女郎屋を営んでいた」と聞かされたと言います。そこで、私はその言葉を手がかりに調べ始めましたが、親戚が少なく真偽は不明でした。そこで銚子市役所を訪ねましたが戸籍ではなく、調査を諦めかけたところ、たまたま立ち寄った銚子の隣りの千葉県旭市で戸籍が見つかりました。その戸籍にあった番地を訪ねると、すぐそばに神社がありました。その神社で調べてもらったところ、明治の初め、神社の境内地に住んでいた人の名簿が残っていました。そこに、ピン子さんも知らない曾祖父の名前があったのです。宮司さんによると「神社の境内地で遊郭をやっていたとは考えにくい。この境内地に住んでいた人の多くが商人か漁師だった」とのこ

とでした。ほかで明治初期の村の商人名簿が見つかりましたが、その中にピン子さんの親族の名前はなかったことから、曾祖父はおそらく漁師だっただろうという結論になりました。このように、古くからある神社や寺を訪ねることで家族の歴史がわかることも少なくありません。

また、古いお墓からわかることもあります。中山さんの場合、先ほどお話した地元の関口さんから秋池武さん（群馬県立文書館元館長）を紹介していただき、秋池さんと一緒に中山家の墓地を訪ねました。その墓地には10数軒の家の墓がありましたが、見るとほとんどすべて「中山家」のものでした。秋池さんの鑑定によると、中には室町時代、あるいはそれ以前に遡る古い墓があることがわかりました。当時は有力者でなければ立てられない「五輪塔」もあったことから、中山家はこの地方の豪族だっただろうと推定することができました。秋池さんからは、お墓のことだけでなく、冒頭でお話しした文書館の地図についても解説していただきました。

このように私たちの番組「ファミリーヒストリー」は人から人を訪ねて歩きながら、同時に戸籍を取り寄せて現地を訪問し、神社やお寺、あるいは資料館を回って古くから残る文書や地図を調べていくというように、こつこつ「足で稼ぐ」という方法で、地道に時間をかけて取材を進めています。

5 事実を放送するために

調査では、いろんな方から話を聞きますが、それらの話には裏付けが必要です。口づてに伝わる話は脚色されている可能性がありますので、事実を裏付ける証拠を探すことが重要になります。ピン子さんの場合には、父親が面白おかしく脚色して「女郎屋だった」と話されていたようでしたが、神社に残っていた文書から事実がわかつてきました。中山さんの場合、証拠となるものが文書館の絵図でした。旧家に家系図が残っていることがあります。この家系図も、家の立派さを示すために「脚色」されている可能性もあるので、そのまま「証拠」として放送することはできません。丹波義隆さん（俳優/丹波哲郎さんの長男）の場合、

丹波家に伝わる家系図は10メートル以上の長い巻物で、始祖は「後漢の靈帝」と書かれていました。それが史実なのか調べてみると、平安初期の名家の家系を記した「新撰姓氏録」に、この靈帝を先祖とする家が多数あることがわかりました。古代を専門にする歴史研究者によると、渡来系の家々が大和朝廷から系図の提出を求められたときに由緒の正しさをアピールしようと、いわば捏造したケースも多いとのことでした。そのため、番組では靈帝をルーツとして紹介することは控えました。また、家系図には平安時代の天皇の侍医で、現存する最古の医学書「医心方」を著した丹波康頼の名前が書かれていました。その康頼と丹波義隆さんとのつながりは「群書類従」などの史料で確認が取れましたので、番組ではそれをルーツとして紹介しました。

このように、公（おおやけ）が残した記録に書かれておらず、事実と確定できないものについては、研究者の方々に見解を伺い、助言をいただきながら番組で紹介するかどうかを慎重に検討します。

6 現物を撮りたい、実際の人物を取材したい 制作サイド

制作を進める上で残念なのは、証拠となる史料があっても、その撮影が許可されないことです。中山さんの場合、高祖父の名前が記されている高山社の社員名簿が群馬県立歴史博物館にありました。同館が改修中のため対応していただけず、撮影することができませんでした。結局その史料は関口覚さんが撮影した写真を使わせていただいて紹介しましたが、制作側の一番の希望はコピーや写真ではなく、「現物を見せたい」ということです。

現物には、やはりコピーなどにはない説得力と迫力があります。

また、辿り着いた人に会えない場合も残念です。あるいは一度お会いすることはできたものの、ご高齢のため撮影する前に体調を崩されたりしてカメラの前で話してもらえないこともあります。

手塚真さん場合、父親の手塚治虫さんが創った「手塚プロ」は一時期500人くらいの社員がいました

が、「漫画の神様」といわれた手塚さんにも会社経営の手腕はなく、あえなく倒産してしまいました。債権者が押し寄せてきたとき、手塚さんは以前にキャラクターを商品にしてくれた会社の経営者である葛西健蔵さんを頼ったそうです。葛西さんは手塚さんの借金を一時的に立て替えてくれ、そのときに大事な忠告もしてくれた人で、この人がいなければ、その後の手塚治虫はなかったとも言えます。その葛西さんは番組制作当時、すでに90歳を超えるご高齢で、施設に入っていたらしいました。当初、お会いすることはできませんでしたが、息子さんを通じてお願いしましたところ、「手塚のことなら自分が話す」と会っていただきました。会話をできませんでしたが、筆談で応じていただき、手塚さんに「漫画のキャラクターの版権は人に渡さず持ついろ。お前が持っているから価値がある」と伝えていました。そのおかげで手塚プロも後に再建することができたのです。また、私が「手塚さんはどんな人物だったか」と尋ねると、葛西さんは「偉大な」と書き、その後に「奇人」と続けました。「偉大な奇人」。手塚さんを敬愛し、深い親交を結んでいた人だからこそその言葉だと感じました。また、父親としてどうだったか、と尋ねると「立派だった」と書かれました。多忙の中でも、手塚さんは子どもとの時間を大切にしていたということでした。こうして貴重な証言者にお会いでき、取材に応えていただけるのは非常にありがたいことです。

7 ルーツを探る意義

「ファミリーヒストリー」では、これまでにおよそ120回放送してきました。視聴者の方々から自分の先祖を調べてほしいとのお手紙やメールをいただき、取り組んだ回もありますが、多くは著名人です。しかし、ゲストは著名人であっても、その先祖は無名の庶民であることがほとんどです。戦争や災害などの苦難に遭いながら、それを乗り越え、たくましく生きてきた人達です。そういう人たちの姿を描くことが、ほかの歴史番組と違うところです。ふつう、歴史番組で取り上げるのは教科書にも出てくる

ような有名な歴史上の人物です。それと違って、「ファミリーヒストリー」はほかに例のない「庶民の歴史番組」ということができると思います。

また、たとえば「東京大空襲」を特集する番組では、そのとき東京にいて戦災にあつたたくさんの庶民を取り上げますが、その中のある1つの家族に注目して、戦争の前と後、時代を追つて描く番組はほかにありません。そういう意味でも、1つの家族が歴史に翻弄されながらどう生きていくか、長い時間軸の上で見ていく「ファミリーヒストリー」は、ほかにない番組だと言えると思います。

8 終わりに

歴史の教科書には偉い人しか出てきません。しかし、教科書に出てくる歴史的事件の背景には、必ずその事件に遭遇した庶民がいます。教科書には何万人という数字でしか出てこない庶民であっても、丹念に取材すれば、見つかった文書や手紙から一人の人物の心情がわかつことがあります。どんな事件に遭遇して何を思い、運命がどう変わったか。ある事件をきっかけに家族が遠くへ移り住むことも珍しくありません。時間軸と空間軸の両方で人の歩みを追うことになります。

この番組をやっていると、ありがたいことに「よく調べてますね。NHKならではの取材力ですね」と言っていただくことがあります。それは、証拠となる資料をきちんと見つけてくることへの評価だと思います。これからも、事実確認のための証拠探しを大切にしたいと考えています。そのためには証拠となる資料が保管されていて、見せてもらえて、撮影させてもらえることが必要となります。そのような条件が揃えば、これからのいつの時代でも、「ファミリーヒストリー」のような庶民の歴史番組を作ることができますし、同じ趣旨の映画や出版物を作ることもできます。証拠となる歴史資料へのアクセスが今後も維持されていくことを願っています。「過去に目を閉ざす者は現在にも盲目になる」という言葉がありますが、資料こそ過去を知る手がかりです。資料を扱う仕事に携わっている方々は、それを未来

に残すという重要な役割を果たされていると思います。これからも保管を進めていただき、私たちにもまた必要に応じて利用させていただけるようお願いいたします。

公演後の質疑応答の要旨

Q1

番組の大ファンで、番組を見て感動して来たが、何でもない自分でもルーツを探ることができるのですが? NHKだから探ができるのでしょうか。

A1 矢野氏

番組のスタッフが調べたけど、感動的な家族のドラマが何も見つからず、ボツになったというケースは1回もありません。調べていけば、何かしら興味深いエピソードが出てきます。歴史的な事件や時代の変化に巻き込まれ、困難に遭遇し、乗り越えて生きてきたことがわかつきます。

探す方法は、まず自分の家族の戸籍謄本を残っているもの全部取ることです。そうすると、いちばん古くは江戸時代の幕末から、先祖の名前やどこに住んでいたかがわかります。生年月日や死亡年月日、どこから転籍してきたか、いつ結婚して入籍したか、母方の元の戸籍、兄弟の名前などさまざまなことがわかり、ある程度の家系図を作ることができます。

次に、書かれている古い本籍地を訪ね、その場所の歴史を調べたり、産業の移り変わりを調べたりすると、住む場所を移した理由がわかるかもしれません。あとは菩提寺や神社を訪ねることや、親戚をたどって話を聞くことが考えられます。こういったことはある程度は誰でもでき、時間と知りたい気持ちさえあれば、ルーツはだんだんわかつてくると思います。

Q2

番組で取り上げる、人選はどうしているのですか。

A2 矢野氏

2通りあります。1つはゲスト側からの依頼がある場合です。番組を見て「私も調べてほしい」ということで先方からお願いされるケースです。もう1つは、どちらかといえばこちらの方が多いですが、番組側から出

演を依頼するケースです。「あの人は、どんな家族の歴史の中で生まれてきたんだろう」と知りたくなるような魅力的で個性的な人を選び、出演交渉をします。ご本人が「私も自分のルーツを知りたかった。調べてほしい」という相思相愛のようなケースもありますが、「プライベートは公表しない」とあっさり断られるケースや、家族が反対をして取材ができないケースもあり、企画が実現しないこともあります。中には、ご本人はNOでもマネージャーさんが熱心な番組の視聴者で、タレントさんを口説いてくれてやっとOKになるという場合もあります。そんなときでも、我々が取材して作ったVTRを見ると、タレントさんはたいてい涙を流して喜んでくれます。

Q3

制作期間はどれくらいですか。

A3 矢野氏

下調べに約2か月、カメラ取材で1か月、編集で1か月、NHKの試写室にゲストをお招きしてVTRを見ていただき、その後また編集、と全体で5~6か月かかります。おもに下調べの段階で証拠となる資料を探します。同窓会名簿を見て学友のみなさんに電話をしたり、電話帳で該当する方をしらみつぶしに探して電話をおかけする場合もあります。調査には時間と手間がかかりますので、わからないことがあるときは編集に入つてから、あるいはナレーションを収録しながらまだ調べているという場合もあります。とにかく、放送に間に合うリミットぎりぎりまで調べています。

Q4

調べたい資料があり、利用がしっかりとできることを希望されていましたが、群馬県立文書館に保存されている資料は、県庁が火災や空襲に遭わなかつたこともありますが、これまで関わってきた人々の記録保存の成果といえます。当館においてもルーツ探しを目的とする来館者は多い傾向にあり、地引絵図をベースに名前を見つけられています。しかし、公文書館なので、利用者一人一人に関する直接的な資料は集められていません。今までの文書収集は「公」という行政の立

場で進めていましたが、利用を中心とした議論が必要であると考えます。そこで、具体的に、どこにどんなものが残っていれば、一般の利用者の役に立つと思われるか教えていただきたいと思います。

A4 矢野氏

第一次資料の記録の保管・利用が望ましいです。庶民の歴史を調べるには、家族全員の名前があり、いつその地域に来たのか、稼業は何だったかなどを辿つていける資料が残っていればいちばん良いと思います。昔の地形や人の住み方がわかる古い地図があれば、それも大変参考になります。戸籍、土地登記簿などは、行政上の理由から役所が保管しています。寺社が所蔵する文書は家族の歴史を探るとしてもよい資料ですが、意外と火災が多く、古いものは残っていない場合があります。中山家の菩提寺でもそうでした。旧家が火災に遭い、貴重な資料が焼失してしまっている場合もあり、残念な思いをします。

また、古い新聞記事なども良い資料です。新聞や雑誌は、後世に書かれたものではなく、同時代に現場で見聞されたことが書かれているので信憑性があり貴重です。大手新聞社の過去の新聞は、データベース化されて図書館等でも見ることができます、地方紙、業界紙（産業、芸能等）、同好会の機関誌などはそこまでに至っていません。今後、何らかの形で検索可能なデータベースとして残されていくのが望ましいと思います。

それと、手紙・書簡、個人宅に残された日記などもあるとよいと考えます。中山家には専門家も驚くような日清・日露戦争の従軍日記が残されていました。そのような資料を手元に持っている個人の所蔵者は、多くの場合、その価値がわからず、どうしたらよいかわからないと言います。まだまだ、そういう資料がたくさん、あちこちに眠っているのではないかと思います。ですから「こんなものがあるけど」と気安く持ってきてもらえるような、公的な相談窓口のようなものがあればいいのではないでしょうか。「押し入れやタンスに眠っていませんか？」などと一般の方に呼びかけ、持ってきてもらって評価すれば、後世に残すに値する貴重なものが見つかる可能性もあると思います。

公文書等の保存管理状況に関する調査

今年度、「公文書等の保存管理状況に関する調査」を実施しました。

同様の調査は平成18年度、平成24年度にも実施しており、それぞれ「ねっと群文協」の19号と29・30合併号に結果を掲載しています。今回の調査では、調査の設問について見直し・検討を行った上で実施しました。

紙幅の都合上、ここでは各自治体に共通する問題点や、平成25年度時の調査と比較して特徴的と思われる5問のみ掲載し、簡単なまとめを附しました。全ての調査結果につきましては、群文協HPでも公開しますので、そちらでご確認ください。

今後はこの調査結果をもとに、各自治体に共通する問題点や、その解決に向けた取り組みについて検討していきたいと思います。

公文書等の保存管理状況に関する調査

1 調査の目的

各市町村で日々作成される公文書の保存管理について、その状況を把握し、今後の活動の指針とするためを行った。

2 調査対象

群文協会員（県内35市町村 文書担当課）

3 調査方法 アンケート調査

4 調査期間

平成29年11月16日～平成29年12月18日

5 調査結果

全21問中、5問を抜粋して掲載（全体の結果については、「群文協」HPにて公開）

公文書等の保存管理状況に関する調査書集計（抜粋）

回答数	市	12	町	15
	村	8	全体	35 (回収率100%)

設問5 文書保存年限はどのように区分していますか。（複数回答可）

①1年	②2年	③3年	④4年
34	1	29	0
⑤5年	⑥7年	⑦10年	⑧30年
33	3	33	8
⑨永年又は永久	⑩その他（　　）		
27	10		

⑩その他の表記 ◆常用。◆法令等に定める年限。
◆15年。◆法令に定める期間又は時効期間による年限。
◆1年未満。◆現在、永年の区分ではなく、一律「長期（30年）」として取り扱っている。◆重要度により、それぞれ保管年数を決めている。

設問7 保存年限が過ぎた有期限文書はどのように処理していますか。

①各原課任せで廃棄	18(51.4%)
②文書担当課が引き継ぎ集中廃棄	7(20.0%)
③一部選別収集、残りは廃棄	7(20.0%)
④その他（　　）	3(8.6%)

④その他の表記 ◆原則②だが、例外的に①もある。
◆一部選別収集、残りは各原課任せで廃棄。◆30年保存は保存継続の是非を検討し、必要があれば延長する。その他は総務課長と協議のうえ廃棄。廃棄する予定の文書のうち、歴史的価値があると判断されたものは町史編纂担当課へ引き継ぎ。

設問15 保存管理されている歴史的公文書等を地域住民が閲覧することができますか。

①利用できる	5(14.3%)
②一部利用可	8(22.9%)
③条件付きで利用可	7(20.0%)
④その他（　　）	14(40.0%)
○無記入	1(2.9%)

④その他の表記 ◆現用文書のため、情報公開制度で対応。◆利用方法等について定めていない。◆選別できていないため、情報公開にて対応。◆利用権を設定していない。◆市情報公開条例に基づいた範囲内で閲覧可能。◆情報公開条例上の公開対象とはしていないが、任意的開示ができるよう努める。◆できない。◆歴史的公文書と言えるものが存在するか不明だが、情報公開の観点からみて公開可能な文書であれば閲覧に利用できると考えられる。◆調査研究目的に限る。◆歴史的公文書に整理された文書等を現有しておらず、整理後の細則を定めていない。

設問16 平成21年7月1日に「公文書の管理に関する法律」（公文書管理条例）が制定され、平成23年4月1日より施行されています。その内容を踏まえた取り組みが始まっていますか。

①取り組みが始まっている	8(22.9%)
②検討が始まっている	6(17.1%)
③未検討	20(57.1%)
④その他（　　）	1(2.9%)

④その他の表記 ◆市文書管理規程に基づき、公文書管理法の趣旨にのっとった適正な文書管理を行っている。

設問17 公文書等の保存管理や、将来的な利用について考えたり工夫していること、問題点や課題等があればご記入ください。

◆毎年新たな永年保存文書が発生するため、有期限文書の廃棄を行ったとしても、市が保有する保存文書の総量は年々増加し、それに伴い文書を保管する場所（書庫等）の確保が難しくなっています。「永年保存文書」の基準を見直す必要を感じます。

◆【課題】歴史公文書（非現用公文書）等の適正な保存・利用①公文書の歴史的文化的価値の判断基準②永年保存の妥当性③現用文書、歴史公文書等の一貫した管理。

◆永年保存文書が増え続けるため、保存場所について課題がある。将来的には有期限化についても検討しなければならないと考えるが、現在は既存の書庫内で場所や配置方法を見直したり、原課に永年保存から切り替えられる文書がないかを提案したりすることで、保存場所の確保に努めている状態であり、歴史的公文書等の保管場所までの確保には至っていない。また、選別を行うに当たっても、専門的な知識を有する職員が必要であり、人材確保も難しい。

◆歴史的公文書の選別、取扱いについて。運用ルールが整っている自治体があれば、参考にさせていただきたい。

◆文書庫の不足が懸念されており、増加する文書の中で永年保存文書の削減を目指し、各課において見直しをするよう指示している。今後、適正かつ効率的な文書管理をするために、文書管理システムの導入を検討している。

◆問題点：永年保存文書を保管・管理をする際のスペースの確保。

◆問題点として、書庫のスペース不足がある。そのため、保存年限の永年をなくす等の検討が必要であると考える。

◆年々保存文書が増加しており、電子化を含めた保存の方法について検討が必要になってくると考えている。

◆年度末（2月）に説明会を実施し、3月に巡回確認を実施している。概ね定着しておるが、一部で文書管理のルールをも守らない職員がいる。（面倒なのか整理ができない）その職員の意識の問題であるが、その結果、

「未登録文書が発生する」「登録場所に保管されていない」等の問題が発生する。説明会や巡回確認の継続、または研修の必要があると感じる。

◆保存期間の規程はあるが、対応が統一されていない。
◆書庫が手狭である。各原課で管理している文書について、定期的に選別を行い、保存年限が経過した文書については個人情報等に配慮のうえ廃棄するよう周知していかたい。

◆文書の作成から廃棄までの流れを職員が正しく認識し、常日頃から意識することにより文書の適正な管理が実施されていくと思う。そのためには、職員に対し文書管理に関する取組等の周知を継続的に実施していくことが重要かと思う。

◆【課題】①文書量の増大に伴う保存場所の確保②特定個人情報が記載された文書の保存（マイナンバー）。

◆各係が保管している常用文書の取扱について、統一的な管理が難しく、引継処理の際に事務が煩雑になる。

◆四半期ごとに文書の取扱状況調査を実施している。

◆所属ごとに文書管理に係る取組にバラツキがある。

◆マイナンバーが記載された文書等を施錠管理する書棚、場所の確保が課題。

6 調査結果のまとめ

保存文書の年限について、「永年・永久」の区分がある自治体が多く、年々増加していく文書を保存する書庫問題と関連している様子が見受けられます。また、保存年限が過ぎた有期限文書の処理について、「一部選別収集、残りは廃棄」を行っている自治体が、平成24年度の調査に比べて増加しています。

保存管理されている歴史的公文書等を地域住民が閲覧することができるかどうかでは、「利用できる」自治体が増えてきています。（情報公開制度での対応。）

そして、「公文書の管理に関する法律」（公文書管理法）の施行に対し、その内容を踏まえた取り組みが「始まっている」と答えた自治体が増加しており、検討が始まっている自治体もあることから、前向きな取り組みが見受けられます。

全体的にみて、年々増加していく文書の保管場所の確保を課題と考える自体が多い傾向にあります。また、保管場所の問題と関連して、電子化を含めた保存方法の検討や、歴史的公文書等の選別基準・方法・人材確保などを課題と考える自治体もあります。

編 集

◇会報紙40号をお届けします。本号で抜粋して掲載した「公文書等の保存管理状況に関する調査」は、全回答結果が群文協HPに掲載されています。今年度完成した「地域史料保存活用の手引き③」と併せて、ぜひご確認ください。

ねつと群文協 第40号 2018.3.30発行

群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会

〒371-0801 前橋市文京町3-27-26

群馬県立文書館内

☎027-221-2346 ☎027-221-1628

HP : <http://www.archives.pref.gunma.jp/>

（群馬県立文書館ホームページ内）